

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件	五四	○一般競争入札を行う件	五五
○大規模小売店舗立地法により県が意見述べた件二件	五四	福島県公安委員会	
○土地改良区の定款の変更を認可した件	五五	○駐車監視員資格者講習を実施する件	五九
○県営土地改良事業計画を定めた件	五五	福島県選挙管理委員会	
公 告		○不在者投票のできる施設の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	五七
		正 誤	
		○平成十八年十二月一日付け号外第八十一号中	五七

## 告 示

### 福島県告示第五百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年八月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ須賀川Aエリア 須賀川市高久田境九十一―一ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

意見なし。

### 福島県告示第五百六十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年八月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

メガステージ須賀川Bエリア 須賀川市広表三一―一ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

### 福島県告示第五百六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年八月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び喜多方市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール喜多方西店 喜多方市市字押切南二丁目四十二―一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

### 福島県告示第五百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年八月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

二 アピタ会津若松店 会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか  
 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年八月十四日から同年九月十四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成十九年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ザ・モール郡山 郡山市長者一丁目一番五十六号  
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第五百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、郡山市日和田土地改良区から平成十九年七月十九日付けで申請のあった定款の変更について、平成十九年八月七日認可した。  
 平成十九年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第五百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、小谷地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 平成十九年八月十四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類  
 土地改良事業計画書の写し  
 二 縦覧の期間  
 平成十九年八月十五日から  
 同 年九月三日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

会津若松市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

公 告

公告第四百六十九号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。  
 平成十九年八月十四日

福島県会津若松建設事務所長 神 田 隆 雄

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 登記事務業務委託 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成十九年九月三日から平成二十年三月一日まで(百八十日間)
- 4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
  - ア 土地家屋調査士にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
  - イ 土地家屋調査士法人にあつては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
  - ウ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあつては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
- 3 平成十七年度及び平成十八年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務の実績が十件以上ある者であること。
- 4 補助者がいる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- 1 提出期間 平成十九年八月十四日(火)から同月二十三日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号九六五―八五〇―

福島県会津若松市追手町七番五号

福島県会津若松建設事務所総務部総務グループ

電話番号〇二四二―二九一五四一〇

3 掲出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成十九年八月二十三日(木)午後五時まで必着とする。

4 契約条項等を示す場所等  
1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 福島県会津若松建設事務所総務部総務グループ(福島県会津若松市追手町七番五号)

2 入札及び開札の日時 平成十九年八月三十一日(金)午前十時

3 入札及び開札の場所 福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室(福島県会津若松市追手町七番五号)

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県会津若松建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(会津若松建設事務所総務部)

### 福島県公安委員会

#### 福島県公安委員会公告第9号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施する。  
平成19年8月14日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

1 実施の日時及び場所等

(1) 実施日時及び場所等

ア 講習 平成19年9月20日(木)及び同月21日(金)の午前9時から午後5時まで 福島県農業総合センター(福島県郡山市日和田町高倉字下中道116番地)

イ 終了考査 平成19年9月28日(金)午前9時から正午まで アに掲げる場所に同じ。

(2) 受講対象者

駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者

(3) 受講定員

40名

(4) 受講申込手続

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書の入手方法

受講を希望する者は、平成19年8月17日(金)から同年9月10日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に福島県内の各警察署に備え付けの駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「申込書」という。)を入手すること。  
なお、申込書は、福島県警察本部のウェブページ(<http://www.police.pref.fukushima.jp/>)からダウンロードし、入手することができる。

イ 申込方法

受講を希望する者は、申込書に申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の写真(縦3.0センチメートル及び横2.4センチメートルの大きさのもの)1葉を添付して、平成19年8月17日(金)から同年9月10日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に福島県福島警察署、福島県郡山警察署、福島県会津若松警察署又は福島県いわき中央警察署に申し込むこと。

なお、受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(5) 受講手数料

ア 金額 19,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、申込書提出時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、返還しない。

2 留意事項

駐車監視員資格者証は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者に対し、交付する。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 福島県公安委員会が行う駐車監視員資格者講習を受け、その課程を修了した者
- イ 福島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ア 18歳未満の者
- イ 成年被後見人若しくは非保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- エ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めると足りる相当な理由がある者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 道路交通法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

3 問い合わせ先

福島県警察本部交通部交通指導課  
電話 024-522-2151 内線 700-5172~5174

(交通指導課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第百八条、第百九条第一項、第百十条第一項、第百十一条第一項又は第百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設

の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十九年八月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

変更前	変更後	変更年月日
福島県立リハビリテーション 飯坂温泉病院	財団法人脳神経疾患研究所附 属リハビリテーション 飯坂温 泉病院	平成一九年四月一 日
社会福祉法人天心会養護老人 ホーム松風園	社会福祉法人天心会養護老人 ホーム鮮雲荘	平成一九年七月九 日
特別養護老人ホーム万葉園 相馬郡鹿島町横手字川原五〇 番地	特別養護老人ホーム万葉園 相馬郡鹿島町西町三丁目三番 地	平成一七年一一月 二六日

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十八年十二月一日付け号外第八十一号中

一一一	一	一六	調節池維持管理計画策定事 業	調節地維持管理計画策定事 業
二八	一	一一一	調節池維持管理計画策定事 業	調節地維持管理計画策定事 業